

令和4年12月教育委員会定例会議事録（要旨）

- 1 開催日時 令和4年12月14日（水）
開会：午前10時 閉会：午前10時10分
- 2 開催場所 新館特別会議室
- 3 会議次第
 - 11月24日臨時会議事録承認
 - 教育長報告
 - 議案第44号 大津市教育公務員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に関する意見の申出に係る臨時代理について
 - 議案第45号 大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定に関する意見の申出に係る臨時代理について
 - 議案第46号 令和4年度大津市一般会計教育費及び学校給食事業特別会計11月補正予算（第1次）に関する意見の申出に係る臨時代理について
- 4 出席委員
島崎教育長、前田委員、壽委員、八田委員、田村委員
- 5 事務局出席者
高野教育部長、田中教育部次長、富永教育部次長、青山教育総務課長、西同課長補佐、駒井同課副参事、北同課主事、佐藤同課主事、山田教職員室長、中野学校教育課長、橋本児童生徒支援課長、藤原学校給食課長、二ノ宮生涯学習課長、清水図書館長、菊谷教育支援センター所長、吉嶺教育センター所長、松井堅田少年センター所長、東子ども・若者政策課長、乾幼保支援課長、堀井幼児教育指導監
- 6 会議を傍聴した者
(1) 一般傍聴者 0人 (2) 市政記者等の傍聴者 0人
- 7 議事の経過 別紙のとおり

(議事の経過)

開会 教育長が12月定例会の開会を宣言

議題の公開／非公開 全て公開

11月24日臨時会議事録承認 承認

教育長報告

○議案第44号 大津市教育公務員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に関する意見の申出に係る臨時代理について

【説明】

○青山教育総務課長 大津市教育公務員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に関する意見の申出については、会議を開く時間がなかったことから、原案に対する意見はないものとして教育長が臨時に代理したため、教育委員会の承認を求めるものである。

条例改正の内容は、人事院勧告に準じ、本市の幼稚園教諭及び指導主事の給料月額を引き上げるものである。施行日は公布の日からであるが、令和4年4月1日に遡っての適用となり、差額は年度内に支給される。

なお、勤勉手当については、一般職員の例によるとしており、大津市一般職の職員の給与に関する条例の改正により0.1月分引き上げられることとなる。

【質疑】 なし

【採決】 承認

○議案第45号 大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定に関する意見の申出に係る臨時代理について

【説明】

○青山教育総務課長 大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定に関する意見の申出については、会議を開く時間がなかったことから、原案に対する意見はないものとして教育長が臨時に代理したため、教育委員会の承認を求めるものである。

教育長を含む特別職については、人事院勧告に準じ、期末手当の0.05月分の引き上げを行う。令和4年については12月の期末手当のみを0.05月分引き上げ、令和5年からは6月及び12月の期末手当をそれぞれ0.025月分引き上げる改正となっている。

【質疑】

○田村委員 一部改正条例で第1条、第2条となっているのはどういうことか。

○佐藤教育総務課主事 一部改正条例も1つの条例であり、元の条例を改正することについて2つの条文があるということである。

【採決】 承認

○議案第46号 令和4年度大津市一般会計教育費及び学校給食事業特別会計11月補正予算(第1次)に関する意見の申出に係る臨時代理について

【説 明】

○田中教育部次長 本件は、市議会11月通常会議の当初の議案上程に間に合わなかったことから、追加で上程されたものである。当該補正予算に対する市長への意見の申出については、会議を開催する時間がなかったことから、原案に対する意見はないものとして教育長が臨時に代理したため、教育委員会の承認を求めるものである。

本補正予算は、令和4年度人事院勧告に準拠した本市職員の給与改定の実施と、人事異動等による職員の変動に伴う職員給与費の補正や時間外手当の補正である。一般会計教育費の補正額は1,716万2千円の減額であり、補正後の予算総額を129億7,018万円とするものである。

また、学校給食事業特別会計の補正額は1,923万円の減額であり、補正後の予算総額を27億9,972万7千円とするものである。

【質 疑】 なし

【採 決】 承認

閉会 教育長が12月定例会の閉会を宣言